

公 告

支担官第65号
令和8年7月2日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26K2E06007	領域横断ネットワークに関する技術支援	仕様書のとおり	1式	統合幕僚監部	令和9年10月31日

2 入札方式

一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)

3 入札日時

令和8年7月28日(火) 10:30

4 入札場所

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)

5 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- 格付けされている令和7年度から令和9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者(具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者)であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること(任意様式)。
(提出期限: 令和8年7月14日(火) 12:00)
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者(物品の販売(自ら製造したものの販売に限る。))及び役務の提供等について準用する。)
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ)に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ)に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数(特級、一級、単一級)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注:1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除

8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書の作成 作成する。

10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※ (該当する場合)
 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)
 生産性向上推進制度に関する特約条項
 談合等の不正行為に関する特約条項
 暴力団排除に関する特約条項
 ※は、別紙を確認されたい。

11 入札に関する条件 **仕様書第2.6.1項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第2.7.1項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
 (提出期限： 令和8年7月14日(火) 12:00)
 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

12 その他付記事項

- (1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
- (2) 電子入札は、 令和8年7月27日(月) 17:00 を期限とする。
- (3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年7月23日(木) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
- (4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
- (5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。 (見積書提出先)
令和8年7月14日(火) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: ijyamato@ext.is.mod.go.jp
- (6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」とおとりとする。
- (7) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
 役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
 ・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、
 履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
 ・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者とし
 場合がある。
- (8) 入札説明会は実施しない。
- (9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

13 本記載事項への照会

入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)
 TEL:03-3268-3111(内線30197) FAX:03-5269-3282 服部 ijhattori@ext.is.mod.go.jp

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と1回目・2回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについては、1回目・2回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4 入札の回数

入札は、原則2回まで行い、2回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

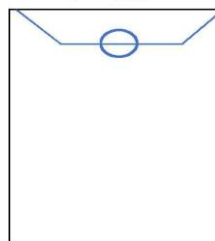
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

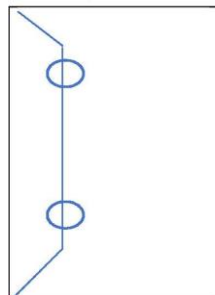
公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 2回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛 「入札書在中」

又は

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目

調達要求番号：26K2E06007

統合幕僚監部仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 6 - 6 0 2 2
領域横断ネットワークに関する技術支援	作成年月日	令和8年6月23日
	改正年月日	
	作成部隊等	統合幕僚監部首席指揮通信システム官

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、領域横断ネットワークに関する技術支援（以下「本役務」という）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、**JIS X 0001~JIS X 0032, IEEE規格, IETF標準勧告, ITU-T勧告, ISO規格**によるほか、**表1**のとおりとする。

表1 用語及び定義

用語	定義
領域横断ネットワーク	陸・海・空の多様なアセットを有機的に接続し、スタンド・オフ防衛能力を強化することを目的とするネットワークのこと。
ボールドクエスト	米軍及び同志国の新技術やシステムの実運用能力と相互運用性を評価するための大規模な軍事演習兼評価イベントのこと。
耐量子計算機暗号 (PQC)	Post-Quantum Cryptography の訳語であり、量子コンピューターによっても解読困難な暗号アルゴリズムをいう。
アジャイル的な能力向上	スモールスタートから始め、試行結果のフィードバックによって軌道修正を繰り返すことで能力の向上を図ることをいう。

1.3 引用文書等

本仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書とこの仕様書の内容が異なる場合は、法令等を除きこの仕様書の内容が優先する。ただし、契約後、当該文書に改定があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 規格

- 1) JIS X 0001~JIS X 0032 情報処理用語
- 2) IEEE規格
- 3) IETF標準勧告
- 4) ITU-T勧告
- 5) ISO規格

b) 法令等

- 1) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）
- 2) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）（装技振第7243号。31.3.29）
- 3) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 4) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 5) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁第137号。令和4年3月31日）（以下「情報セキュリティ調達」という。）

2. 本技術支援の概要

2.1 背景及び実施の要旨

スタンド・オフ防衛能力を効果的に発揮するためには、目標観測弾や無人機等の新たなセンサを含む多様なアセットを有機的に接続し、これらから得られるデータを適切に取得・管理し、状況に応じて柔軟に情報を共有・活用できる指揮統制機能基盤が不可欠となっている。また、近年の作戦環境の変化を踏まえると、従来の固定的なキルチェーン構造から、複数の要素が相互に連携するエフェクトウェブへの移行が求められており、その実現に向けては、特定の他国システムに過度に依存しない、主体的かつ拡張性を有する領域横断ネットワークの在り方について検討する必要がある。このため、本役務においては、領域横断ネットワークに関する技術的・制度的検討を支援するための基礎的整理を実施について、技術的知見の提供その他の支援を行うものとする。

2.2 目的

本役務の目的は、領域横断ネットワークに関する技術的及び制度的な検討について、必要な技術的知見の提供その他の支援を実施することにより、当該検討の円滑な実施に資することにある。

加えて、当該ネットワークに係るデータの管理、共有及び活用の在り方について、実運用に近似した環境における検証に際し、評価手法の検討、技術的助言及び分析支援を行い、必要な知見の整理を支援する。本役務においては、個別の技術検討、NATO 標準 (Federated Mission Networking : FMN) に関する情報収集・分析及び多国間における相互運用性の確認について、これらを相互に関連付けて実施するための技術的支援を行うものとする。

さらに、ネットワーク及びデータ管理の両面から得られる成果について、統合的に検証・評価を行う場として、米国及び同志国が参加するボードクエストへの参加を通じた技術的支援を位置付ける。

以上により、各検討の相互関連性を踏まえた統合的な評価を可能とし、将来的な領域横断ネットワークの運用及び整備に資する基礎資料の整備に寄与するものとする。

2.3 役務の実施期間

本役務の実施期間は、契約締結～令和9年10月31日とする。

2.4 技術支援実施場所

契約相手方施設及び官側指定の場所

2.5 実施内容

2.5.1 技術検討に係る支援

本項において検討する領域横断ネットワークは、特定の装備品及び企業に依拠するものではなく、複数の異なる無人機又は各種アセットが参加可能な構成とすることを前提とし、相互運用性の観点から検討の実施に資する支援を行うものとする。

以下 a)～d) について、必要な技術的知見の提供、技術的助言、分析支援を行うこと。

a) 領域横断ネットワークが具備すべき機能・性能に関する支援

領域横断ネットワークが具備すべき機能及び性能に関する検討について、情報収集・分析及び技術的助言を行うものとする。

なお、本支援には以下を含む。

- 1) スタンド・オフミサイルの運用に必要な通信システムに関する整理
- 2) 使用する周波数帯に関する整理
- 3) 飛昇体(目標観測弾、地对艦ミサイル等)、無人機(UAV, USV, UUV, UGV)、既存有人アセットへの搭載性及びアップデートの容易性を考慮した装備品の構成、寸法重量に関する分析支援
- 4) 次の内容を含む暗号・通信の主体性確保に関する検討支援
 - 4.1) 日本で管理・通信可能な民生暗号及び鍵管理方式の方向性に関する分析
 - 4.2) 耐量子計算機暗号の適応及び次世代暗号技術の採用の方向性に関する分析
 - 4.3) 無線通信を含む情報保全・秘匿性確保(輻射電波被探知防止、耐タンパ性)に関する分析
 - 5) 高速・低遅延・抗たん性のあるネットワークに関する分析支援
- 5.1) アドホック・ネットワーク

- 5.2) 民間回線(LTE, 5G)の冗長化を考慮したネットワーク
- 5.3) エッジAIを活用したネットワーク
- 5.4) 動的帯域分散型拡散通信の適用
- 5.5) 衛星通信

b) 領域横断ネットワーク構築へのロードマップ検討支援

領域横断ネットワークの構築に当たり、飛昇体及び無人機等への搭載、能力向上並びに低コスト化の観点から、段階的な整備に関するロードマップの整理について、分析支援及び技術的助言を行うものとする。

c) 能力向上に適した契約形態に関する検討支援

領域横断ネットワークのアジャイル的な能力向上を速やかに図る観点から、適切な契約形態の整理について、情報収集・分析及び技術的助言を行うものとする。

d) NATO との連携に関する支援

NATO との連携のための FMN (Federated Mission Networking) 準拠した、多国間におけるネットワーク接続及び情報共有を可能とするための要件について、情報収集・分析及び技術的助言を行うものとする。なお、本支援には以下を含む。

- 1) FMN に準拠するための、防衛省のスタンド・オフ関連のソフトウェアにおける拡張性に関する要件
- 2) NATO と情報共有するために用いる CSD (Coalition Shared Data servers) の要件 (機能・性能、ハードウェア構成・仕様を含む)
- 3) 防衛省クラウド基盤の活用を前提とした、我が国の指揮統制システムが CSD 経由で得た情報を有効活用するための要件
- 4) 令和 9 年度以降における概念実証及び装備化を前提とした段階的整備計画、整備範囲、概算経費 (概念実証段階では、防衛省クラウド基盤とは異なる独立した環境での実施を想定する)

2.5.2 ボールドクエストの訓練支援

米国で開催されるボールドクエストにおいて、以下の支援を行う。

なお、参加が必要な訓練等の数量は、**調達要領指定書**による。

また、官側が必要と認めた契約相手方所有の器材・ソフトウェアを現地に持ち込んで使用できるものとする。なお、本支援作業には以下の内容を含むものとする。

- a) **ネットワーク接続に係る支援** ボールドクエストへの参加に際し、訓練期間中に使用するネットワーク環境に接続するシステムについて、構成の検討、設計及び構築を行うとともに、訓練終了後に当該環境を撤去するための対応を行うこと。
なお、必要な器材の輸出関連手続については契約相手方の責任において実施するものとする。
- b) **運用支援** 構築したネットワーク環境について、訓練期間中に限り、訓練の円滑な実施に必要な範囲での官側への運用支援及び技術的助言を行うこと。
- c) **障害分析** 接続に際して生じた問題により各種機能が機能しなかった場合は、当該問題の発生要因について本事業に係る範囲及び他の事業又は他主体に起因する範囲を整理した上で、その原因分析及び対策案の策定を行い、報告資料を作成すること。
- d) **実施計画** 本役務における具体的な検証訓練及び情報収集・調整の回数については、実施計画書において定め、官側の確認を得るものとする。

2.6 実施体制

2.6.1 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人 (以下“業務従事者”という。) を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が本契約を履行するために必要な経験、資格、業績等を有すること。

- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.6.2 組織に関する要求

- a) 契約相手方は、日本国内に本社を有するものとする。
- b) 契約相手方は、戦闘機システム、スタンド・オフミサイルシステム又は無人機システムのいずれかに関連するシステム全体について、設計・構築・運用又は評価に関する知見及び実績を有し、併せて、当該システムに関連する通信、ネットワーク又は航空機搭載電子機器に関する技術的知見を有していること。また、これらに関連する戦闘機、飛昇体、無人機又は通信ネットワークの技術動向調査の経験を有していること。
- c) ボールドクエスト参加に際し、現地で提供されるネットワークに接続して情報共有可能な供試品を有すること。

2.7 情報保全

契約相手方は、本役務の履行により知り得た内容については、許可なく部外への利用又は公表を行ってはならない。

2.7.1 情報の取り扱い

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

2.8 知的財産権の取扱い

契約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとするほか、以下規定は契約条項の規定に優先するものとする。

- a) 契約相手方は、新研究成果（契約条項に規定する新研究成果をいう。以下同じ。）についての産業財産権（契約条項に規定する産業財産権をいう。）を官に譲渡する。
- b) 契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）について、提出書類は官に提出した時、納入品は官が受領した時に、全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、官に譲渡する。
- c) 前項の規定は、契約相手方の固有の技術資料（契約条項に規定する乙の固有の技術資料をいう以下同じ。）に係る著作権には適用しない。
- d) 契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された技術資料を利用及び処分する権利（契約条項に規定する技術資料を利用及び処分する権利をいう。以下同じ。）は、官が有する。ただし、当

該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料を利用及び処分する権利は、この限りでない。

3. 報告及び調整会議

契約相手方は、2.5項の実施に関し、調整会議及び報告会を実施する。実施場所は原則として防衛省(市ヶ谷地区)とするが、官側との調整の上、電話会議又はテレビ会議による実施としてもよいものとする。

3.1 調整会議

契約相手方は、官側と調整の上、月1回(実施計画報告会、中間報告会及び成果報告会を実施する月を除く)を基準として、官側と調整会議を実施するものとする。また、契約相手方は、調整会議終了後、1週間後を基準に議事録を官側と調整の上、データで提出するものとする。

3.2 実施計画報告会

契約相手方は、実施計画書の案を用いて、契約締結後速やかに実施計画報告会を実施し、2.5.1項の実実施計画及び2.6.1項の実施体制について官側に報告するものとする。実施計画報告会における官からの指摘事項については、提出書類に反映すること。

3.3 中間報告会

契約相手方は、中間報告書の案を用いて中間報告会を実施し、2.5.1項の中間成果について官側に報告するものとする。中間報告会は2回実施するものとし、実施時期については、後続の検証訓練等に支障を生じないように、官側との調整により適切に設定するものとする。

3.4 成果報告会

契約相手方は、成果報告書の案を用いて、納期の2週間前を基準として成果報告会を実施し、2.5.1項の成果について官側に報告するものとする。成果報告会における官からの指摘事項については、提出書類に反映すること。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	備考
1	実施計画書	1部	契約締結後すみやかに	※
2	中間報告書		中間報告終了後速やかに	
3	成果報告書		納期まで	

※ 電子媒体(書込み禁止とした DVD-R または DSG)で1部提出すること。電子媒体内に Office 版:Microsoft Word™(docx 形式)または Microsoft PowerPoint (pptx 形式)、PDF 版: PDF 1.7 (ISO 32000-1)の両方のファイル形式で保存して提出するものとし、A4判横書きとする。細部については、官側と調整の上、適宜調整を図るものとする。本表に示す提出書類の名称は、官側と調整の上、資料の内容を適切に表現する名称に変更してもよいものとする。

4.2 貸付文書

貸付文書は表3に示すとおりとする。また、貸付文書について追加の必要が生じた際には、官側と調整するものとする。

表3 貸付文書

番号	名 称	取扱区分	数量	貸付時期	貸付場所	返却時期	返却場所
1	YET10166 JDCS (F) システム設計書	部内限り	1部	契約後速やかに	統合幕僚監部	納期まで	統合幕僚監部
2	YET10185 JDC 機上システム(ターミナル部)設計書	部内限り	1部				
3	動的帯域分散型拡散技術の研究 成果報告書	部内限り	1部				
4	物理レイヤ情報秘匿化技術の RF 通信への適用 成果報告書	部内限り	1部				

4.3 官側の支援

契約相手方は、本役務を履行にあたり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 本役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 本役務に必要なデータの提示
- c) 官側の保有する関連機材の使用，官側要員による操作支援，並びにこれらに係る諸手続の提供に関する事項
- d) 官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水等の使用及び操作に関する事項
- e) その他官側が必要と認めたもの

4.4 監督・検査

監督・検査については、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

調達要領指定書	要 求 番 号	26K2E06007
	要 求 年 月 日	令和8年7月1日
	作 成 部 隊 等	統合幕僚監部首席指揮通信システム官
	作 成 年 月 日	令和8年6月29日
品 名	領域横断ネットワークに関する技術支援	
仕 様 書 番 号	J S O - 2 6 - 6 0 2 2	

指定事項：参加が必要な訓練等の数量は、次による。

2.5.2 ボールドクエストの訓練支援

以下に示す訓練への参加は現地参加とする。また、参加人数は最大6名とし、システムやネットワークに関する技術的助言できる者を最低2名参加させるほか、会議への助言，議事録作成等を支援する者が同行できるものとする。

(a) **参加が必要な訓練等の数量**（基準であって変更等発生時は調整による）

1) ボールドクエスト26（令和8年8月下旬）

場所：米国（ミシガン）、日程：連続15日間（移動日を含まない）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—
	調 達 要 求 番 号	26K2E06007
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月1日
	作 成 部 課	統合幕僚監部首席指揮通信システム官
	作 成 年 月 日	令和8年6月12日

品 名	領域横断ネットワークに関する技術支援
-----	--------------------

仕 様 書 番 号	JSO-26-6022
-----------	-------------

1 保護すべき情報の管理
 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
領域横断ネットワークに関する技術支援のうち、機能性能に関する情報	・動的帯域分散型拡散通信に関する情報 (1) 最大拡散倍率 (2) 最大分割チャンネル数 (3) 最大周波数分割範囲	契約相手方においては、これらの組合せにより、ネットワークの機能・性能が類推されるおそれがある場合には、業務の遂行に支障のない範囲で、必要に応じて適切な管理に配慮するものとする。	取扱区分: 部内限り
YET10166 JDCS(F)システム設計書	・「部内限り」表示の情報	契約相手方においては、これらの組合せにより、ネットワークの機能・性能が類推されるおそれがある場合には、業務の遂行に支障のない範囲で、必要に応じて適切な管理に配慮するものとする。	取扱区分: 部内限り
YET10185 JDC機上システム(ターミナル部)設計書	・「部内限り」表示の情報	契約相手方においては、これらの組合せにより、ネットワークの機能・性能が類推されるおそれがある場合には、業務の遂行に支障のない範囲で、必要に応じて適切な管理に配慮するものとする。	取扱区分: 部内限り
動的帯域分散型拡散技術の研究 成果報告書	・「部内限り」表示の情報	契約相手方においては、これらの組合せにより、ネットワークの機能・性能が類推されるおそれがある場合には、業務の遂行に支障のない範囲で、必要に応じて適切な管理に配慮するものとする。	取扱区分: 部内限り
物理レイヤ情報秘匿化技術のRF通信への適用 成果報告書	・「部内限り」表示の情報	契約相手方においては、これらの組合せにより、ネットワークの機能・性能が類推されるおそれがある場合には、業務の遂行に支障のない範囲で、必要に応じて適切な管理に配慮するものとする。	取扱区分: 部内限り

3 特記事項
 特になし。